

平成26年3月15日(土)14:00～16:00
エポックなかはら(川崎市総合福祉センター)

平成25年度市民活動支援フォーラム

市民活動と一緒に考えよう

～川崎らしい支援のあり方を探る～

13:30 開場 ～交流タイム～

14:00 開会あいさつ

市民活動支援指針改訂検討委員会 委員長 名和田是彦氏 (法政大学法学部教授)

14:10 第1部 講演 「川崎市における市民活動支援～これまでとこれから～」

(公財)かわさき市民活動センター理事長 小倉敬子氏

14:50 ～交流タイム～

15:00 第2部 パネルディスカッション 「川崎らしい支援とは何か」

司 会 名和田是彦氏

パネリスト 専修大学経済学部教授 徳田賢二氏

(公財)かわさき市民活動センター理事長 小倉敬子氏

多摩区長沢自治会会長 末吉一夫氏

NPO 法人ぐらす・かわさき事務局次長 廣岡希美氏



15:50 閉会あいさつ

市民・こども局長 加藤 順一

16:00 ～交流タイム～

※交流コーナーは16時20分に終了いたします。

※時間は予定です。

市民活動支援指針とは

平成13年9月に策定された支援指針の策定目的は、市民活動の自主性・自立性に配慮した行政の支援基準作りにあります。ここでいう「支援」とは、行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、市民社会の中で市民同士が「相互支援」していくことを原則に、それを促進し、応援していく施策としています。

支援の基本は、必要とされる活動資源（人材、資金、活動の場、情報の共有化）が市民社会の中で提供されていく仕組みを構築するということです。



★ホームページより、

市民活動支援指針

検索

川崎市市民活動支援改訂検討委員会とは

「川崎市市民活動支援指針」を改訂するために、有識者や市民活動団体、事業者、大学、町内会、中間支援組織、公募市民（計10名）により議論・検討をしています。

検討委員
・
敬称略

学識経験者／法政大学法学部教授／名和田是彦

大学(学識経験者)／専修大学経済学部教授／徳田賢二

市民活動団体関係者／NPO法人わになろう会理事長／新井靖子

市民活動団体関係者／市民社会パートナーズ代表／庄嶋孝広

市民活動団体関係者／NPO法人ぐらす・かわさき事務局次長／廣岡希美

中間支援組織／(公財)かわさき市民活動センター事業推進係長／福森義之

事業者／川崎信用金庫広報企画部部長／落合孝和

町内会／長沢自治会 会長／末吉一夫

公募市民／パークシティ溝の口管理組合専門委員会委員／櫻井良雄

公募市民／特定非営利活動法人多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ副理事長／酒井嘉子



【第1部】 14:10～14:50

「川崎市における市民活動の支援～これまでとこれから～」

長年市民活動に関わり、現行の市民活動支援指針の策定委員でもあった小倉氏から、市民活動支援の経過と今後の展望についてお話しいただきます。

講師：公益財団法人 かわさき市民活動センター 理事長 小倉敬子氏

(公財)かわさき市民活動センター理事長。1990年LET'S国際ボランティア交流会を設立。市民活動推進委員会、協働型事業のルール検討委員会などの委員を歴任。大学、市民館等での講演・講座講師を務める。

<川崎市におけるこれまでの市民活動支援について>

昭和57年4月	* (財)川崎ボランティアセンター
平成7年 1月	阪神淡路大震災 ボランティア元年
平成8年	* 神奈川新聞「ボランティアBOX」
平成10年3月	NPO法成立
平成12年5月	市民活動支援指針策定委員会
平成13年9月	川崎市市民活動支援指針 市民相互支援 人材、資金、場、情報、中間支援組織、市民活動推進委員会設置
平成14年	市民活動推進委員会第1期 「市民活動センターの開設に向けて」市、区、地域拠点
平成15年	* (財)かわさき市民活動センター * 「市民自主学級・市民自主企画事業」 「市民活動の活動資金の確保に向けて」助成制度、基金、委託
平成16年9月	* 神奈川新聞「市民発」に改変 * かわさき公益活動助成金制度 市民活動推進委員会第2期 「市民活動の評価に向けて」
平成17年4月	川崎市自治基本条例 協働の位置付け 区役所：生涯学習支援課（市民館）
平成18年1月 4月	市民活動推進委員会第3期「市民活動の人材育成と情報の共有化に向けて」 協働のルール検討委員会 * 各区協働提案事業
平成20年2月 4月	川崎市協働型事業のルール 市民活動推進委員会第4期「協働型事業の推進に関する検証について」 都市型コミュニティ検討委員会
平成21年4月	*センター現在地に移転
平成22年4月 7月	市民館→生涯学習推進課 公益財団法人かわさき市民活動センター 市民活動推進委員会第5期「川崎市における市民活動支援拠点に関する検証」
平成23年3月 6月	東日本大震災 NPO法一部改正
平成24年7月	条例指定制度実施

<市民活動団体の現状と課題>

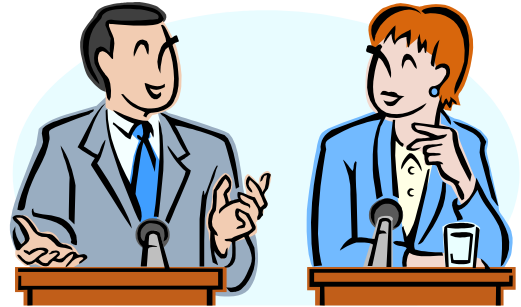
- *形態 : 任意団体、NPO法人 (認証、条例指定、認定)
- *事務所 : あり、なし (自宅を事務所としている団体が多い)
(課題) 家賃、光熱水費、通信費、人件費、備品
- *組織 : 定款・規約、理事会・役員会。会計 (予算決算)
- *活動 : 福祉、環境、子育て、平和、文化など多岐に渡る
- *会員数 : 50名以下の小規模団体が多い
(課題) 活動歴が長い団体→後継者問題
- *情報発信 : 会報、リーフレット、メルマガ、事業チラシ、イベント参加
- *広報 : 公共施設 (後援申請→情報プラザ) でのチラシ配架
市民活動センターナンバーゼロ、応援ナビ、社会福祉協議会情報誌への掲載
イベント・コンサートなどでの配布やはさみこみ、
日刊紙、タウン誌、FMなどメディア (有料、無料) 活用
- *活動拠点 : 会議、打ち合わせ、印刷、発送、事業実施
区役所、各区の区民活動コーナー、やまゆり (麻生区)、市民館、
川崎市民活動センター、すくらむ、平和館、社会福祉協議会、
国際交流協会、こども文化センター他
- *活動資金 : 会費、賛助会費、寄付金、協賛金、広告料、
事業収入 (講座、コンサート、講演会、出版など)
市民自主企画・自主学級、社会福祉協議会 (区、市、)
各区の協働提案事業、すくらむ提案事業など
かわさき市民公益活動助成金、社会福祉協議会 (区、市、) 助成金
委託事業の受託、県、国、企業、市の関係所管での事業補助、助成金など
(課題) 事業費のみ→ 人件費、事務所経費等維持費不足
自主事業による収入→会場により必要経費を賄えない→助成金依存

＜今後の支援の方向性＞

- 1) 団体維持費の確保・・・団体維持費に関する補助制度
- 2) 横断的な情報共有・・・人材情報、活動場所、団体等のリストの一元化
市民活動支援メニュー一覧紹介リーフレットの作成
行政間の情報共有と相互理解
拠点間の連携強化→ 行政職員、運営に係る市民
- 3) 活動拠点整備・・・商店街空き店舗等の活用（行政賃借料負担）
単独オフィス、グループオフィス（港区・駅前廃校利用）
- 4) 段階的発展の支援メニューの作成
相談窓口（区、市、その他公共施設、法人など）→ 講座受講→事業企画検討
→市民館市民自主企画。自主学級（行政職員との協働、企画運営の学びの場）→3年間で自立に必要なノウハウ、情報の習得→ 自立団体として活動→ 活動の展開→
助成制度、協働提案事業、自主事業など
- 5) 団体支援の相談・・・
 - ・設立関係、登録、運営方法、資金・助成金獲得のコツなど
 - ・活動の展開 異分野の団体とのコラボ
- 6) 行政と市民の協働・・・企画段階からの協働、正当な事業経費
- 7) 委託事業・・・金額でなく内容で審査、正当な人件費、事業費、
所管により対応が違ふことが無いようにする
- 8) 自主事業・・・経費が賄える参加費を取れる場の提供（市民館会議室、音楽室等）
受益者負担

【第2部】 15:00～15:50 パネルディスカッション「川崎らしい支援とは何か」

市民活動団体の必要としている支援は？市民活動と連携して地域課題の解決に取り組もうとする大学や町内会、市民にとっての課題は？それをつなぐ中間支援組織の役割は？それぞれの現状報告とこれからの支援のあり方を探ります。



司会 : 名和田 是彦氏

法政大学法学部教授。専攻はコミュニティ論。コミュニティ政策学会会長。横浜市港南区の港南台タウンカフェを拠点に市民活動を行っている。川崎市自治推進委員会委員長、地区まちづくり審議会会長。

パネリスト① 中間支援組織：小倉 敬子氏

かわさき市民活動センターは、全市全領域における市民活動の中間支援組織として場所、資金、情報、人材、相談、交流等の支援事業を行っている。

パネリスト② 市民活動団体：廣岡 希美氏

NPO 法人ぐらす・かわさき事務局次長。法人事務のほか、遊友ひろばの親子ひろば、健康麻雀などを担当。川崎の市民ファンドの立ち上げの準備中。3児の母。

パネリスト③ 町内会：末吉 一夫氏

多摩区長沢自治会会長。自治会と商店街の有志で結成した長沢まちづくり協議会会長。地域に愛着を持ってもらうために「街コン」を開催するなどの活動も行っている。

パネリスト④ 大学：徳田 賢二氏

専修大学経済学部教授、KS(川崎・専修)ソーシャル・ビジネス・アカデミー長。昭和47年一橋大経済学部卒業、日本長期信用銀行を経て、現職。主要著書に『市民のためのコミュニティ・ビジネス入門』(専大出版局)など。

※御質問のある方はフォーラム終了後の交流タイム(16:00~16:20)に直接お尋ねください。